角田市教育委員会共催及び後援名義取扱基準

（趣旨）

第１　この基準は、角田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のものの行う教育関係行事を共同主催または後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２　この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号で定めるところによる。

(1)　共催　行事の企画運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。

(2)　後援　行事の趣旨に賛同し、その開催を支援すること。

（共催等の名義）

第３　共催及び後援（以下「共催等」という。）について使用を承認する名義は、「角田市教育委員会」とする。

（承認の基準）

第４　教育長は、行事の主催者から共催等承認申請書（様式－１）があったときは、次の各号に掲げる基準により審査のうえ、これを承認するものとする。

(1)　主催者の基準

イ　国又は地方公共団体

ロ　学校及び学校の連合体

ハ　公益法人（ただし宗教法人を除く。）

ニ　その他の団体等でその組織及び主催者の存在が明確であり、事業遂行能力が十分あると判断されるもの

(2)　事業内容の基準

イ　教育、学術、文化又はスポーツの向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。

ロ　当該事業の内容が児童生徒の教育上又は社会教育上適当と認められるものであること。

ハ　当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。

２　前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、承認しないものとする。

(1)　営利を目的とするもの

(2)　政治的目的を有するもの

(3)　宗教的目的を有するもの

（共催等の承認）

第５　教育長は、申請書等を受理したときは速やかに前条の承認基準に基づき審査をし、様式－２により承認（又は不承認）の通知をするものとする。

２　承認にあたって、次の事項中必要条件を付すものとする。

(1)　後援は名義使用のみとする。

(2)　申請等当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。

(3)　事業終了後は、速やかにその結果について報告書を提出すること。

(4)　その他の条件として付すことを適当とする事項。

（添付書類）

第６　教育長は、申請等を受理するにあたって必要により次の書類を添付させるものとする。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類

(4)　その他必要書類

（承認の取消し）

第７　共催等の承認をした事業を主催するものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すものとする。

(1)　共催等の承認の際に付した条件に反したとき。
(2)　偽りその他不正な手段により共催等の承認を受けたとき。
２　共催等の承認をした事業を変更する旨の届出があり、その内容が当該承認をした事業の趣旨等を著しく損うものであるときは、当該承認を取り消すものとする。
３　教育長は、前各項の規定により、共催等の承認の取消しを行った場合は、様式－３により通知するものとする。

附　則

この基準は、平成１０年９月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。